

請 求 人 殿

松原市監査委員 川 西 修
松原市監査委員 平 野 良 子

天美荘園親睦会東町会に対する防犯カメラ設置事業補助金支払いに関する
住民監査請求について(通知)

令和3年11月25日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求としての要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

法第242条第1項に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的としています。また、同条第2項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」として、住民監査請求の期間制限について規定しています。

本件請求において請求人は、天美荘園親睦会東町会（当時の会長・A氏）が平成28年度から平成30年度までの防犯カメラ設置事業補助金の交付申請に当たり、平成28年度と平成29年度は、水増しされた請求書を基に虚偽の申請を行っている。また、平成29年度と平成30年度は、補助金交付要綱に交付の要件として規定されている防犯カメラを設置することを決定した役員会議の議事録が偽造されたものであり、不適正な手続きにより交付申請がなされ、補助金が交付されている。

以上を理由として、松原市長に不適正な申請により交付された補助金1,125,400円を返還請求することを主張しています。

まず、本件請求においては、監査請求の対象が「違法・不当な管理費の支出」か「職員による違法・不当に返還請求を怠る事実」であるかが論点となります。「怠る事実」と考えれば、監査請求期間は「怠る事実が存在する期間内」とされ、法242条第2項に規定する1年の期間制限は受けません。（最高裁：昭和53年6月23日判例）

しかし、現在において、返還請求権自体が発生していないので、「怠る事実」が生じることはなく、請求人が主張する「怠る事実」としての監査の要件を欠いています。なお、返還請求を求める前提として、監査委員において財務会計上の行為（本件においては補助金の支出）が違法であるか否かの判断をしなければならず、同条同項の期間制限の規定の適用を受けることとなり、平成28年度、同29年度及び同30年度分は、財務会計上の行為のあった日から1年の請求期限を経過しているため監査委員が監査する対象とすることができません。

次に、同条同項のただし書の「正当な理由があるとき」とは、「住民が相当な注意力をもって調査すれば、客観的にみて、住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求したとき」（昭和62年5月13日判例）とされています。

本件請求の場合は、住民が当該団体の会計監査の中で行為と存在と内容を知ることが可能であり、申請と支出においては秘密裡に行われたということではない。よって同条同項ただし書の「正当な理由があるとき」には該当しないと解しました。

よって、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。